改正後	改正前
手引き　第四版」を基本とした抗菌薬適正使用や「腰痛診療ガイドライン2019（改訂第2版）」及び添付文書等の記載を踏まえたプレガバリンの適正な処方の周知の実施を求めることが考えられる。また、同条第10項の規定により、都道府県は、こうした協力要請を行う場合、保険者協議会を通じて協力を求めることができることとされている。医療費適正化の推進に向け、保険者協議会等を積極的に活用することが期待される。 　また、全社法により、社会保険診療報酬支払基金（医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第87号）第29条の規定による改正後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和23年法律第129号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構をいう。）及び国民健康保険団体連合会の目的、業務等に係る規定に、医療費適正化に資する診療報酬請求情報等の分析等が明記されたことを踏まえ、都道府県や保険者協議会は、これらの機関との連携を図ることも期待される。 ５～９　（略） 三　（略） 第２～第５　（略）	手引き　第四版」を基本とした抗菌薬適正使用や「腰痛診療ガイドライン2019（改訂第2版）」及び添付文書等の記載を踏まえたプレガバリンの適正な処方の周知の実施を求めることが考えられる。また、同条第10項の規定により、都道府県は、こうした協力要請を行う場合、保険者協議会を通じて協力を求めることができることとされている。医療費適正化の推進に向け、保険者協議会等を積極的に活用することが期待される。 　また、全社法により、社会保険診療報酬支払基金（社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金をいう。）及び国民健康保険団体連合会の目的、業務等に係る規定に、医療費適正化に資する診療報酬請求情報等の分析等が明記されたことを踏まえ、都道府県や保険者協議会は、これらの機関との連携を図ることも期待される。 ５～９　（略） 三　（略） 第２～第５　（略）

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第十二条　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和七年厚生労働省告示第百七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	**別表**
基準	基準
（略）	（略）
九　当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。 イ　毎月の特定健康診査の結果を記載した報告書を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に提出すること。 ロ　事業主に対して、当該事業主の健康診断に係る情報（四十歳未満の者に限る。）の提供を求めること。 ハ　事業主と連携し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を送信する方法による電子資格確認（健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認をいう。十二の項において同じ。）に関する広報を実施すること。	（略）
（略）	（略）

改正後	改正前
別表	**別表**
基準	基準
（略）	（略）
九　当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。 イ　毎月の特定健康診査の結果を記載した報告書を社会保険診療報酬支払基金に提出すること。 ロ　事業主に対して、当該事業主の健康診断に係る情報（四十歳未満の者に限る。）の提供を求めること。 ハ　事業主と連携し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を送信する方法による電子資格確認（健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認をいう。十二の項において同じ。）に関する広報を実施すること。	（略）
（略）	（略）